

令和5年9月分「市民の声」一覧

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
9月1日	9月25日	<p>保育園のきょうだい入所について きょうだいで保育園が別々になってしまいました。ポイント制ということは重々承知しておりますが、保護者の負担(時間、揃える道具の金銭面)があまりに大きいです。同時期に入所が決まった方は御きょうだいがいらっしゃらない方でした。ひとり親、保育士が優先順位が高いとはいえ、きょうだい一緒にないとあまりに子育てしにくく、沼津市の評価が下がりました。また、現場の保育園側からの意見もお聞きしたほうが良いと思います。今回、きょうだいのいる人を優先して欲しいとの願いで枠を増やして下さった保育園さんが謝って来てくださり、悪いのは決定した人々だと思うので、こちらも申し訳ない気持ちになりました。正直、どうにかならないでしょうか。お隣の長泉に引っ越す事も考えています。</p>	<p>この度は、きょうだいそれぞれが別園となることで、大変ご不便をおかけしております。保育園等への入所については、市で定めた入所にかかる利用・調整基準に基づく点数制により優先順位をつけて決定しており、その基準は市HP (https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/kyoiku/kosodate/topics/nyuusho/index.htm/別紙参照)にも公開しています。</p> <p>利用基準では保育を必要とする要件に応じて点数を定めており、例えば就労の場合はその月あたりの就労時間に応じて段階的に差異を設けています。</p> <p>そのうえで、調整基準としてご家庭の事情に応じた加点を設け、その合算により優先順位を決定します。</p> <p>きょうだいが別々の園に入所することについては、こどもの不安感やご家庭の負担を考慮すると望ましくないものと認識しており、きょうだい児の申し込みについては調整基準による加点(在園中のきょうだいがある場合は2点、きょうだい同時申込の場合は1点)で優先されるよう配慮しております。</p> <p>しかしながら、保育の実施においてはまずその必要性や緊急性が最優先されることから、原則的には利用基準の点数を大きく覆すことがないように加点のバランスに配慮するほか、きょうだい児の加点に比べ、ひとり親世帯に対してより多くの加点(3点)を設けております。</p> <p>また、皆様に預けていただく保育環境を整えるためには保育士等の就労環境を確保する必要があることから、保育士等として就労の方がある世帯に対しても多くの加点(4点)を設けております。</p> <p>本基準の設定にあたってはあらかじめ各園と共有させていただいており、園が入所を希望する児童を想定して枠を空けていたとしても、それ以上の優先順位にあたる児童の申込みがあった場合は入所が叶わないことがあることも、ご理解いただいております。</p> <p>他の保育ニーズや定員の都合上、ご要望全てにお答えすることができていない状況がありますが、受け入れ枠の拡大などについて、今後とも各園と相談しながら進めてまいります。</p> <p>今回はご希望に添えず申し訳ありませんが、入所の利用調整についてより良い方法がないか、引き続き検討してまいります。</p>	子育て支援課
9月6日	9月22日	<p>図書館内貴重資料撮影 前から気になっていましたが、図書館の資料撮影は許可なくして撮影はできないと書いてあります。しかし、ここ何度も展示を明らかに撮影したものを加工しフェイスブックなどに〇〇とかの名前で載せています。明らかに条例違反ではないでしょうか。許可してるならばいつ許可してあると書くべきですが。</p>	<p>日頃より、沼津市立図書館をご利用いただき、ありがとうございます。</p> <p>市立図書館では、館内での撮影は許可を得た方以外は「撮影禁止」としております。この取り扱い、図書は文章だけでなく、表紙やカバー等にも著作権がある事や、館内で撮影した際に来場者の方が映り込み、肖像権に触れることが懸念される等の理由によるものです。展示につきましても、一つ一つの展示物に著作権がありますので、撮影の許可を求められた場合には報道機関等の関係者に限り許可し、一般の方はお断りするとともに、撮影されている方を見かけた場合には職員から声をかけております。</p> <p>今後はご指摘いただきましたご意見をもとに、さらに館内での撮影行為には注意を払ってまいりますとともに、館内の目立つ場所に「撮影禁止」の張り紙を追加するなど、来場者への周知に努めてまいります。</p>	図書館

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
9月8日	9月21日	<p>山下ふみこ議員への訴訟について 山下さんは、忙しい中海や香貫山での清掃活動、子供たちの通学中の旗振りや障害児をもつ親の悩みを親身になって聞いてくれたり沢山の優しさ思いやりを頂いています。 市民の為に一生懸命動いてくれる議員の方が他にいますか？ 小学生のいじめのようにみんなで寄ってたかって山下さんを虐めて、そんなことをするよりも やらなければならないことは山ほど沢山あるはずですよ。 マスメディアにまで取り上げて沼津の市議会議員は暇なのか？ 市議会議員が一人を集中攻撃していると恥をさらしているようなものです。 私達の税金を無駄に使わないで下さい。 もっと仕事をしてください。 市長はこんなくだらないことを どうお考えですか？ 山下さんから500万円をとることより 市民の為に働いていない議員から給与ボーナスを返納して頂きたいと一市民として思います。</p>	<p>現在報道されています不当利得返還等請求事件につきましては、市有地を駐車場として有償で貸し付け利益を得ていた相手方に対し、市の所有権に基づき利得等の返還を求めるものです。 本来は話し合いによる解決が望ましいと考えられることから、双方とも代理人弁護士を立て、昨年より交渉を開始しました。 しかしながら、その後は本市からの呼びかけに応じていただけず、また、支払いも断られ、このままでは本件の解決の目途が立たないことから、残念ではありますが、裁判所に判断をいただくため、地方自治法の規定に基づき市議会9月定例会に議案を提出したものです。 ご理解の程よろしくお願いたします。</p>	道路建設課
9月11日	9月22日	<p>図書館視聴ブース利用 DVDの視聴を何度か利用させて頂いております精神障害者です。 当方視聴に集中できる時間が短く、何度か休憩を挟まないと2時間の視聴は難しい状態にあります。 それ程長い休憩でも無いのですが、2.3回の休憩が必要です。 しかし視聴時間が短く設定されており、作品を最後まで視聴出来たためしがありません。 ブースは全体の2割ほどしか埋まっておらず、もう少し臨機応変な対応をしていただけるとありがたいのですが。 公共施設として、市民の皆さんが安心して利用できる場所であって欲しいと思います。</p>	<p>日頃より市立図書館をご利用いただき、誠にありがとうございます。 視聴覚ブースのご利用時間につきましては、原則、視聴覚資料の再生時間を確認し、トイレ休憩等を考慮して一律に20分加算した時間で貸出をしておりますが、ご事情により時間内のご視聴が難しいようでしたら、利用申込の際にカウンターにてご相談ください。よろしくお願いたします。</p>	図書館

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
9月12日	10月10日	<p>県外からの移住者に対する窓口対応改善要望について 娘2人がUターン就職のため、東京から移住した。ところが、沼津市のホームページの不備や窓口対応の悪さから、国民健康保険加入手続きのために何度も足を運ぶ事になり、不便を感じた。</p> <p>(1)沼津市役所市民福祉部への要望 ホームページが不備であり、改善・見直しが必要！ ①別紙1の「国民健康保険に加入するとき(他の市町村からの転入)」の必要書類に資格喪失証明書または脱退証明書が必要と書かれていない。(記入もれ) また、東京では別紙2の離職票でも受付けてくれるのに、沼津市ではダメと言われた。この事も書かれていない。 ②ホームページに書かれているので見てほしいというの上から目線！ 関連する内容はリンク先を明示しておく事が親切な対応です。ホームページを使いやすく簡素化する事が必須。ホームページ作成したから良いのではなく、たえず見直す事が必要です。</p> <p>(2)大岡支所窓口への要望 市民目線に立った対応が必要！(サービス精神が欠如) 申請時に何々がないから受付られないとの一点張り。言葉だけで必要書類のメモもくれない。聞きまちがいがあると再度やり直しが必要になる。申請に必要な書類がわかるメモ(不足している書類を明示)を用意した方が親切です。 高齢化に伴いパソコンやスマホに不慣れな人が増加するので改善が必要。</p> <p>私は沼津で生まれ、沼津で育った(一時期県外へ移住)人間です。 沼津市は地理的環境(下記※)がすばらしく、日本一住みやすい街がと思っています。 沼津市をより良くするために提言書を書きました。 ご検討をよろしく願います。 ※交通便利で東京に近い。温暖な気候で雪があまり降らない。風光明媚で富士、箱根、伊豆へ1時間程度で行ける。水がきれいなど。</p>	<p>国民健康保険への加入手続きおよび市民窓口事務所の対応について貴重なご意見ありがとうございます。 このたびは、何度も窓口に来所いただき結果となり、誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>まず、他の健康保険の資格を喪失したことによる国保加入の場合に、「資格喪失証明書」や「脱退証明書」が必要となりますが、今回のケースは、他の健康保険の資格喪失と本市への転入が同時であり、その場合本市では、以前加入していた健康保険の保険者が発行した「資格喪失証明書」や「脱退証明書」により、資格喪失年月日を確認させていただいた上で加入手続きをすすめております。 現在のホームページの記載において、①他市町村からの転入による加入と②他の健康保険の資格喪失による加入の手続きをページを分けて掲載していますが、今回のケースに対応したご案内が不足しており、お手数をおかけしてしまい申し訳ございませんでした。今後は、ホームページの記載内容を見直すなど、市民のみなさまにわかりやすい情報発信に努めてまいります。</p> <p>次に、市民窓口事務所の対応についてですが、申請に必要な書類につきましては、口頭での案内にとどまらず、必要に応じて書面での案内も行うなど、わかりやすい説明に努めてまいります。</p>	国民健康保険課 市民課
9月15日	10月10日	<p>愛鷹運動公園、テニスコート北側広場のトイレ 愛鷹運動公園、テニスコート北側広場は子供や老人用等の運動設備もあり、散策路として多くの人々が利用しております。しかしながらトイレ設備がなく、近い所でもせせらぎ川を渡って10分位かかります。年寄りの足で上り下りは厳しいものです。私はボランティア活動で周囲の森の草刈りなどを行っておりますが、時々野糞の跡に遭遇します。より多くの人々が安心して散策や運動ができるように、トイレの設置をお願いします。</p>	<p>いつも公園をご利用いただきありがとうございます。 現在、愛鷹運動公園テニスコート北側の広場周辺でのトイレの利用につきましては、テニスコート管理棟内又はテニスコート屋外のトイレが誰でも利用できるため、そちらをご案内している状況にあります。 ご指摘のテニスコート北側広場へのトイレの設置につきましては、水道が未整備のため難しいと考えておりますが、設置要望や今後の広場の利用状況等を踏まえ検討してまいりたいと考えております。 今後も、皆様が活用しやすい公園づくりに努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	緑地公園課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
9月15日	10月12日	<p>学童 学童の開所時間の問合せが何件かきているかと思ます。全てにおいて「沼津市放課後児童クラブ連絡協議会」にお願いして、地域で見守ろうとのような文面を見ますが、そうではなく仕事を辞めざる得なくなってしまう現状の人がいる事を理解して市役所としても力を入れて欲しいというお願いです。「沼津市放課後児童クラブ連絡協議会」にお願いしているから市としては関係ないというスタンスはやめてもらいたいです。また令和2年から延長できるようになったとのことですが、3年たったいまでも延長できていない状態です。人員確保など問題はありますかと思ますが、これではなにも問題が解決されていないのと一緒にとは思いませんか？また、ファミリーサポートの利用も案内されていますが、毎日同じ方？または毎日違う方に延長時間みてもらえというのでしょうか？もう少し市民に寄り添った解決策を考えてください。宜しくお願い致します。</p>	<p>この度は、放課後児童クラブの対応につきまして、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p>本市では、市内全体のクラブ運営を「沼津市放課後児童クラブ連絡協議会」へ業務委託し、地域の子どもは地域で育てるという観点から、その下部組織として小学校区ごとに自治会・民生委員・学校・保護者の代表等で組織する「放課後児童クラブ運営委員会」にそのクラブ運営方針をご検討いただき、運営にも関わっていただいております。</p> <p>利用者から開所及び閉所時刻の延長を要望された各クラブの運営委員会は、開所及び閉所時刻を最大1時間延長できることとしておりますが、職員の配置等の条件を踏まえ、実施地域が少ないのが現状です。現在開所時間の延長を実施していないクラブであっても、利用者からご意見をいただくことで、各運営委員会で延長について検討することができまので、入会しているクラブまでご相談ください。</p> <p>ファミリーサポートは、子育てを応援したい人「まかせて会員」と、子育てを応援してほしい人「おねがい会員」、どちらも活用したい人「どっちも会員」とが、お互いに育児の助け合いを行うボランティア組織です。「おねがい会員」は、毎月月末までに、翌月の活動の予定をご連絡してもらうことになっており、基本的には毎月同じ「まかせて会員」にお願いできるよう調整しますが、他の「まかせて会員」に対応してもらう場合もあります。詳しくは、ファミリー・サポート・センター事務局(055-952-8078)へお問い合わせください。</p> <p>市としましては、連絡協議会に対して、保護者など利用者からの要望に応じて、各運営委員会が開所時間の延長を実施できる体制づくりについて、継続的な指導を実施するとともに、今年度実施したアンケート調査でいただきました、利用者のみならずのご意見を参考に、児童・保護者の双方にとって安全に利用しやすいクラブにするため、どのような対応が適切であるか検討しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。</p>	子育て支援課
9月19日	10月10日	<p>自治会・PTA組織のあり方 1. 自治会 (1)自治会は強制ではないはずであるにも関わらず、ゴミを捨てられないという理由等で強制されている。 →自治会に加入していない人のためのゴミ問題を考えるべき。 (2)一人親世帯や共働き世帯、高齢者世帯が増えているにも関わらず、役員や不要な活動が多すぎ、負担である。 →不要な活動は廃止すべき。コロナ蔓延期には活動がほとんどなかったが、全く困らなかつた。むしろ不要な活動がなくなり、負担が減って役員の人は大分楽になった。 (3)「婦人会」という名前の組織が存在するのはおかしい。なぜ女性だけが「ごみ捨て」や「地域の任意の活動時のお茶の用意」等をしなければならないのか分からない。女性も男性同様に働いている中、地域の活動だけが変わらないのはおかしいと思う。 (4)地域のバレーボールや野球に参加したい人はほとんどいない。地区の体育祭は誰も出たがらず、体育委員の人は毎年苦労している。皆が参加しつらな活動に対し、費用をかける必要はないと思う。</p> <p>2. PTAについて ・PTAも自治会と同様、強制ではないはずであるにも関わらず、半ば強制となっている。 →こちらも、平等に役員を振り分けるという名目で、不要な役員や活動が多すぎる。PTA主体の広報紙を読む機会はあるかもしれないが、ほとんどの人が捨てていると思う。そんなことに市の予算を使うならば、子供の使う洋式トイレを1台でも増やした方がよいし、子供が読む本を増やした方がよい。</p> <p>1も2も良い面もあるかもしれないが、強制してやるものではないと思う。仕事・家事・子育てのすべてを担う女性が増えている中、1、2は大きな負担になっており、子育てがしやすいとは言えないと思う。</p>	<p>1 自治会について 自治会は、同じ地域に住む人たちの自主的な意思により結成・運営される任意の団体であり、地域を快適に住みよくするため、住民が自ら地域の実情に沿った地域づくりに柔軟に取り組むための「住民自治」を支える組織です。 その成り立ちや活動内容は、法律や条例等による決まりはなく、各自治会の中で組織やルールを決め運営されており、その加入についても任意となります。 (1)自治会未加入者のごみ捨てにつきましては、本市では各自治会がそれぞれの地域のごみステーションを設置しており、その管理方法等についても各自治会で決めています。 自治会に加入していない方がごみステーションを利用する場合は、集積場所を使用するために必要な維持管理の負担などについて、集積場所の管理者と十分に話し合ってください。また、有料となりますが、清掃プラントへの自己搬入や一般廃棄物処理業者に依頼することをご案内しています。</p> <p>(2)「役員や活動が多く負担である」ことにつきましては、一部の自治会において事業内容や組織の見直しに取り組まれています。 市では、市から自治会に選出を依頼している委員数などを見直しております。また、自治会運営に関する講座を開催するなど、住民の皆様がより参加しやすい組織となるよう、今後自治会と連携して取り組んでまいります。</p> <p>(3)自治会の関係部門である婦人会につきましては、以前は多くの自治会内に「婦人会」「婦人部」「女性部」等の名称で設置していましたが、近年、自治会によってはその役割を見直し、廃止しているところもございます。 一方で、防災面では避難所運営において女性の視点が必要であることから、名称を変更し、新たな役割を担うといった例もございます。 市としましては、地域コミュニティや自治会を対象とした、男女共同参画の視点を取り入れた地域づくりを考える講座の開催等により、年齢や性別にとらわれず、幅広い住民の皆様が参加しやすい自治会活動となるよう支援しているところです。</p> <p>(4)地域の体育活動などにつきましては、それぞれの自治会で、地域の特性や課題などを踏まえて重点的に取り組む事項が検討・実施されています。ご指摘のとおり、住民の皆様が自治会に期待する役割が変化の中で、多くの自治会で、体育活動をはじめとする活動内容について見直しの必要性が認識されているところです。 市としましては、行事の集約化や、住民の期待する活動へのシフトなど、前述の自治会運営に関する講座の開催等により、住民の皆様が参加しやすい地域活動となるよう支援してまいります。</p> <p>2 PTAについて PTAへの加入は任意であり、個人の意思に基づき行われる活動であると考えておりますが、本市では「地域総がかりの教育」に向けて学校・家庭・地域の連携を促進する取組を進めており、その中において、保護者と教員とで組織されるPTAは重要な組織であると認識しております。 また、その活動内容については、社会の変化に即し、学校や地域の実情に応じた運営が求められると考えております。 PTAは会員の皆様により主体的に運営されており、役員や活動内容の決定等については、各PTAで検討していただいていることから、いただいた御意見は各学校のPTA会員で組織する沼津市PTA連絡協議会へ伝えます。御理解のほどよろしくお願いたします。</p>	地域自治課 生涯学習課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
9月20日	10月10日	<p>幼稚、保育園、小中学における給食費の無償化 近隣の市町村で少しずつ、コロナ禍や物価高による子育て支援の一環として給食費の無償化をスタートさせた市町村があります。 沼津市としては今後どのようにお考えでしょうか？</p> <p>オムツ持ち帰りの廃止など、少しずつ関心を向けてくださっているのを感じております。 どうぞ引き続き、沼津市はこの市町村よりも安心して子育てができる街にしたいと考えております。</p>	<p>日頃より、本市の子育て行政に対しご理解、ご協力をいただきありがとうございます。 学校給食については、学校給食法に基づき、職員の人件費や施設、設備に要する経費以外は保護者の負担とされており、受益者負担の原則から食材にかかる経費については、学校給食費として保護者の皆様にご負担をお願いしております。</p> <p>その一方で、昨年度より不安定な国際情勢の影響により、国内でも物価高騰が続いております。物価高騰に併せて学校給食費の値上げをいたしました。令和5年度は、激変緩和措置として、値上げ前の給食費に据え置き、学校給食費の値上げ分約10%を市費で負担し、学校給食の質及び量を確保しております。</p> <p>また、保育所等の給食費については、小学3年生までを児童としてカウントし、第3子の副食費を無償とする国の制度がございますが、当市では同一生計であれば、年齢要件を問わず一律に第3子の副食費を無償とし、さらに国の基準設定金額に月800円を上乗せして軽減するなどの独自施策に努めております。</p> <p>物価高騰に対しては、令和4年7月から12月にかけて、給食費の値上げによる保護者の方の負担増を防ぐため、給食材料費の高騰にかかる各保育所等への補助を実施しました。</p> <p>子育てしやすい環境づくりにおきましては、こうした保護者の方々の負担軽減に加え、利便性の向上も重要であるとされており、本年7月より実施しておりますオムツ持ち帰り廃止や、保育所等のICT化にも取り組んでおります。</p> <p>今後も、よりよい施策について検討し、子育てしやすい環境づくりに努めてまいりますので、ご理解いただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。</p>	学校教育課 子育て支援課
9月21日	10月11日	<p>水道料金の値上げ 諸物価値上げの昨今水道料金も見直しの答申も分かりますが、4割の値上げは大きすぎないでしょうか。 沼津市は一番安いと言っていますが、それは良くて安い用水を使っているからで原価が安いからではないでしょうか。 公共料金はある程度赤字は仕方ないと思います。 年金は給料の様に上がりません。ご検討お願いします。</p>	<p>本市水道事業は、昭和22年に事業認可を受けて以降75年間、良質で豊富な地下水に恵まれたことから、全国的にも安い料金設定で水を供給している状況にあります。</p> <p>また、水道事業は、使用者の皆様からいただく料金収入で事業運営に必要な経費を賄う「独立採算制」を原則とする公営企業であります。その料金収入は、昨今の人口減少や節水意識の向上等により減少しており、この傾向は、今後においても続くものと見込まれています。</p> <p>これまでも、経営改善のための取り組みとして、収益確保のために、未納対応、納付方法の拡充等に努めるとともに、支出削減策として、施設の統廃合やダウンサイジング、工事の工夫等を実施してまいりましたが、電気料の高騰もあり、水道事業を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあります。</p> <p>このような状況において、重要なライフラインである水道を、将来にわたって持続可能なものとするため、条例に基づき、本年6月8日に、適正な料金体系等について、沼津市水道事業及び下水道事業経営審議会へ諮問したものです。</p> <p>同審議会では、慎重に審議・検証を重ね、その結果、去る9月19日に、水道料金については平成21年度以来の、また下水道使用料については平成30年度以来の改定について、市長へ答申を受けたものです。</p> <p>市では、今回の答申を踏まえ、今後、改定の方針をまとめ、市議会にお諮りした上で、様々な媒体を活用しながら、利用者の皆様に丁寧に周知を図っていきたくと考えています。</p> <p>使用者の皆様には、ご負担をおかけすることになると思いますが、今後におきましても、継続して、経営改善に取り組みながら、安全・安心な水道水の供給に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	水道総務課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
9月21日	10月26日	<p>山下市議 沼津市議会がやっているニュースになる問題は今やらなくてはならないことなのでしょうか？</p> <p>自閉症児を3人育てています。毎日毎日死にもぐるいで障害児の子供と向き合っています。沼津市はまだまだ障害児への支援は手厚くありません。そして市議のみなさんも市長も今やるべき事が山下さんをいじめのように責めることなのでしょうか。</p> <p>沼津市の教育委員会まだまだ理解が足りません。親に寄り添って進路を考えたりする事はなく自分たちの意見の押し付けばかりしています。</p> <p>こんな事をするよりもっと特別支援学級をどうにかしてください。自閉症情緒学級がその子にあった支援じゃなく普通級と同じように勉強を進むやり方に子供も親も苦勞しています。障害児がバニックを起こしたらクールダウンもさせずに無理やりどうにかしたり怒ったり、言い方が酷かったり現場はそんな状況なんです。</p> <p>毎日私達障害児の親は生きていくのがやっとなんな状況です。福祉サービスは他の市町村と比べても差は大きいです。山下さんはそんな発達障害児の親の支援をしていきたいと親身に話を聞いてくれて沼津市をよりよくしようとして動いてくれています。</p> <p>市民のためにこんなにも一生懸命になってくれる方は他にいません。無駄な事に税金を使わないでください。そしてもう一度、1人1人が今どうあるべきか考えてください。</p> <p>本当にやらないといけないことまだまだあると思います。ラブライブ やVtuberを使った配信すごく良いです。沼津市はもっともっと良い街になっていくように子供達の未来の為によろしくお願いします。</p>	<p>現在報道されています不当利得返還等請求事件につきましては、市有地を駐車場として有償で貸し付け利益を得ていた相手方に対し、市の所有権に基づき利得等の返還を求めるものです。 本来は話し合いによる解決が望ましいと考えられることから、双方とも代理人弁護士を立て、昨年からの交渉を開始しました。しかしながら、その後は本市からの呼びかけに応じていただけず、また、支払いも断られ、このままでは本件の解決の目途が立たないことから、残念ではありますが、裁判所に判断をいただくため、地方自治法の規定に基づき市議会9月定例会に議案を提出したものです。</p> <p>教育委員会では、障がいのある児童生徒に限らず、全ての児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び支援に努めております。 各学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心に特別支援教育に関する校内委員会を設置し、該当児童生徒の支援計画を作成するなど、継続的な支援を行っていく体制を整備します。また、臨床心理士等を含む専門家チームが巡回相談を通じて、より専門的な立場から、それぞれの学校へ助言を行い、個に応じた支援の充実を図っております。 今回いただきました御意見につきましては、学校側に伝えるとともに、改めて、児童生徒一人一人に寄り添った対応、また柔軟な対応を促すなど、適切に指導してまいります。 なお、学校においても、御相談・御意見をいただきましたら、適切に対応するよう常に心掛けておりますので、気軽にご相談ください。</p> <p>また、本市では、障害者総合支援法や児童福祉法に基づくサービスを含め、様々な障がい福祉サービスの支給決定を行っております。 国の法律に則って行う事業については、基本的には全国同じサービスを受けられることになっておりますが、地域における事業所の数などにより、提供できるサービスに違いが生じることがございます。 近隣自治体からの情報収集等により、本市に不足しているサービスの分析を行い、福祉の向上を図ってまいります。</p>	道路建設課 学校教育課 障がい福祉課
9月25日	10月6日	<p>市民の森キャンプ場について 沼津市在住のものです。市民の森キャンプ場をよく使わせていただいています。無料ですがサイトは広く薪も無料で炊事場もあり、このような施設を運営して頂いていることに感謝しかありません。しかし予約時、頻繁に予約サイトを見てもはるか先まで埋まっている状態でキャンセル待ちでしか予約が取れない状況にも関わらず実際サイトを訪れると数組のサイトが空いている状態です。無料という事もあり無断キャンセルも多いのかと思いますが本当にキャンプをしたくて予約に励んでいる方も多いと思います。どうかサイトに一言でもキャンセルの連絡を必ずして下さいなどの文言を掲載していただくことはできないでしょうか。ご検討頂ければ幸いです。</p>	<p>日頃より市民の森をご利用頂き、誠にありがとうございます。 市民の森の予約に関しましては、今まで複数予約に対し制限を設けていなかったため、キャンセルを前提とした一斉予約や無断キャンセル等が発生しておりました。 今後につきましては、予約サイトにおいて、キャンセルの際は早めの連絡をするよう促すほか、無断キャンセル等への対策として、複数予約の制限等、新たな予約ルールを検討して参ります。</p>	緑地公園課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
9月29日	10月17日	<p>大岡地区センターの対応について 図書館の本を返却するために大岡地区センターに行きました。この本は、図書館本館で予約して地区センターで受け取った本です。ホームページで地区センターでの返却時間を調べたところ、開館時間は9時～21時と記載はありましたが、本の返却時間は記載されていませんでした。ですので、仕事から帰宅してから行きました。</p> <p>行きましたところ、老人男性2人がいました。立っている方に声をかけたところ、座っている方に指し示されると非常に失礼な態度を取られました。すると座っている方が「何か用ですか?」と嫌そうに聞いて来られたので、本の返却を伝えると、突然声を荒らげて6時までここに黙ってあるでしょう! なんて来たの!」と言い出しました。そこには「図書室の本の返却時間」が記載されていたが「図書館の本の返却時間は記載されていませんでした。そして「もう、コンピューターも電源切れてるから、明日にします。本館で借りた本?」とひたたくように受け取ってください、本を叩きつけて投げ捨てるようにハンツ!と横に置きました。</p> <p>なぜ、このように来客対応が悪いのでしょうか? なぜあのように偉そうな物の言い方をされるのですか? なぜ、ホームページには本の返却時間が記載されていないのでしょうか? なぜ、午後6時以降に老人が窓口対応しているのでしょうか? 万が一、災害が発生した際には、体力や能力的に若い方のように行動できないことは明白なのに、なぜでしょうか?</p> <p>私は、彼ら老人の対応がとても怖くて泣きながら帰宅しました。別に、頭でしゃくなくても声を上げなくても本を叩きつけてなくても済むことだと思うのです。それに市民の皆さんの税金で買った本を叩きつけたら雑に扱うのは絶対に違うと思うのです。</p> <p>そこでご提案ですが、マナー研修や来客対応を複数回自腹で受けた方のみを窓口配置するのはいかがでしょうか? 60歳以下の方です。大岡地区センターの市役所窓口も酷い対応をする女性職員が2年前からいますが、彼女も受けさせた方がいいと思われれます。それと、ホームページに地区センターでの本の返却時間を記載したほうがいいと思うのですがいかがでしょうか?</p> <p>この件につきまして、来客対応が悪い理由 酷い物の言い方をする理由 午後6時以降に老人が対応している理由 来客対応を受けた方のみ窓口対応することへの可否 地区センターで本を返却する場合の返却可能時間をホームページに記載することの可否 以上五点のご回答を頂きたいです。</p>	<p>この度は、大岡地区センターの職員の対応により、ご不快な思いをさせていただきましたことを心よりお詫び申し上げます。</p> <p>いただいたご意見を元に地域自治課が聞き取り、お客様が来館された際に対応した者は大岡地区センターの指定管理者である大岡コミュニティ推進委員会の職員、もう一名は役員であることを確認いたしました。</p> <p>今回の事案が発生した原因としましては、接遇に関する職員の意識不足であります。</p> <p>そのため、大岡コミュニティ推進委員会会長に対し、利用者の皆様と接する際丁寧な対応を心掛けることを職員に指導するよう、併せて、指定管理者の責任のもと、改めて委員会内に周知徹底するよう指示しました。</p> <p>市としましては、これまで定期的に市内の全地区センター関係者に対し、接遇マナー研修を実施しているところですが、今後も継続して研修を実施し接遇の改善に努めてまいります。</p> <p>なお、大岡地区センターの日常業務をはじめ、通常の施設の管理運営において、年齢による支障はないことから、勤務時間帯の制限は定めておらず、高齢の方が午後6時以降においても勤務しています。</p> <p>また、ご指摘いただきました地区センターでの図書返却時間につきましては、市ホームページの「施設案内・地区センター」内及び「各地区センター案内」において、図書室の利用時間と地区センターの開館時間が異なることや利用時間のご案内を追加して記載させていただきます。</p> <p>今後も指定管理者である各地区コミュニティ推進委員会と連携し、地区センターの適切な管理運営に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、地区センターに併設する市民窓口事務所ににつきましては、市の職員が対応しておりますが、職員同士で接客マナー等の確認を行うなどにより、より一層の丁寧な対応を心がけてまいります。</p>	地域自治課 市民課
9月29日	10月13日	<p>障がい者のタクシー券の効率的な利用</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和4年度タクシー券の予算額(交付額)と利用額(執行額・執行率)をお尋ねします。 令和5年度9月、一人暮らし高齢者と高齢者世帯(夫婦のみの生活)の生活実態調査(長寿福祉課所管)を面談(自宅訪問)でしています。 困り事を訪ねた所、通院(順天堂等)でこんなことがありました。 その方達等(複数の要因) <ol style="list-style-type: none"> 高齢者2人世帯の一人(自家用車はありません) 障害者手帳持っています 介護認定受けています 国指定難病に罹っています その家族ですが、①家族(身内の親せき含む)がいない又は、②家族がいても遠方で生活している <p>↓ 順天堂等への通院は、タクシー又はバスに頼らざるを得ません</p> <p>↓ タクシー券増額を希望</p> タクシー券100の予算に対し110%の執行はありません。 一方で100の予定に対し執行率(仮)90%はあります。 その差額10%をタクシー・バスに頼らざるを得ない障がい者へ交付できませんか。 本日の研修で全く同一の状況を持つ障がい者はいません。一人一人ベストでなくてもベターな寄り添い方はあります。と。 その一つとして、タクシー券1人当たり同額は事務処理上は楽ですが、同額でなく、変動額でも良いのではないかと。 施策・政策上の提案をいたします。宜しく願います。 	<p>令和4年度重度障害者タクシー利用料金助成の実績については、予算額:15,253,800円、執行額:14,554,170円、執行率:95.4%(予算残額:699,630円)となっております。</p> <p>今回、ご意見のありました重度障害者タクシー利用料金助成の利用拡大については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p> <p>なお、1人1人の対応としては、障がい福祉サービスの移動支援事業(利用条件あり・タクシー券と併用不可)があります。</p> <p>その他、タクシー・バスにおける利用料金の割引に関しては、タクシー運賃の割引(1割引、身体・療育手帳所持者)、静岡県の乗合バス事業者が運営する路線バス運賃の割引(普通券5割引・定期券3割引、身体・療育・精神手帳所持者)もありますのでご利用ください。</p> <p>今後も障がい福祉の推進に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い致します。</p>	障がい福祉課